



栃木市マスコットキャラクター とち介

相互援助の手引き

人と人をつなぎ、子どもに笑顔を

栃木市ファミリー・サポート・センター

〒328-0075

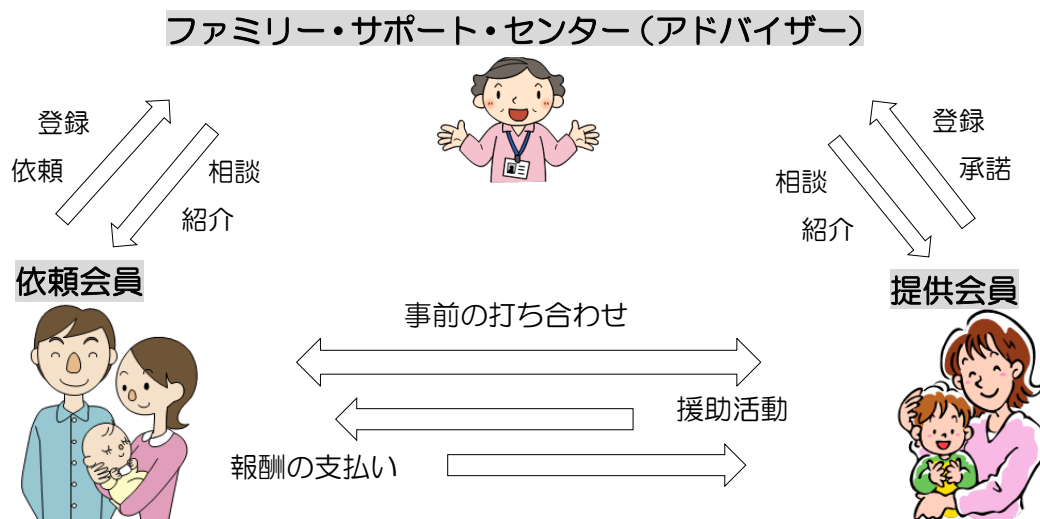
栃木市箱森町36-31（とちぎコミュニティプラザ内）

TEL/FAX…0282-25-1040

受付時間…月曜～金曜 午前9時～午後5時

1、栃木市ファミリー・サポート・センターは

子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が会員として登録し、地域で子育ての相互援助活動を行います。
お互いの信頼と了承のもと、子育てを支えあう有償のボランティア事業です。



2、会員の条件

- 依頼会員**・・・市内に居住又は勤務している、おおむね6カ月～小学6年生までの児童の保護者
- 提供会員**・・・市内に居住し、心身ともに健康で積極的に子育ての援助活動ができる方
- 両方会員**・・・依頼会員、提供会員の両方を兼ねる方

3、援助できる内容

- (1) 保育施設（幼稚園や保育園）等の保育開始前や保育終了後、子どもを預かること
- (2) 保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- (3) 放課後、又は学童保育終了後に子どもを預かること
- (4) 習い事の送迎を行うこと
- (5) 兄弟姉妹の参観日、保護者の外出・通院・リフレッシュ時などに子どもを預かること



その他、センターの認める範囲内でさまざまな援助を行います。
提供会員宅での預かりが基本となりますが、開設時間内であれば
子育て支援センターや児童館などの公共の場所での預かりも可能です。



4、報酬の基準 子ども1人あたりの料金です。(2人目から半額)

利 用 日	利 用 時 間	報 酬
平 日 (月～金)	7:00～19:00	700円/1時間
	上記時間外(早朝・夜間)	800円/1時間
土・日・祝祭日 年末年始(12/29～1/3)	終日	
送迎(自家用車利用代)		200円/1日
食 事 代		実 費

(1) 報酬の算定

- 子ども1人につき基準の金額とします。(兄弟など同一世帯で同時利用の場合は、2人目からは半額)
最初の1時間は、活動時間が満たない場合でも1時間とみなしますが、超えてからは30分単位で上記報酬の半額が加算となります。
- 送迎を含む依頼では、提供会員が自宅を出る時間から援助が終わって自宅に戻るまでが活動時間となります。また、基本報酬以外に車代として1日を通して200円が加算されます。
- 預かり中に食事、おやつ、ミルク、おむつなど提供した場合等はその実費が必要になることがあります。詳細については、お問い合わせください。

(2) キャンセル料

- 前日までの取り消し・・・無料
- 当日取り消し・・・・・・平日 350円/土日祝日 400円(兄弟同時利用の場合2人目からは半額)
- 無断取り消し・・・・・・基準により算定される報酬の全額

(3) 支払い

- 報酬及び実費の支払いは、当日支援活動終了後すみやかに行ってください。

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園・保育園・認定こども園などを利用するお子さまたちの利用料(月額37,000円まで)が無償化されました。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子様たち(月額42,000円)も対象となります。

◎ファミリー・サポート・センター事業も利用料無償化の対象施設となっています。

ただし、無償化の対象となる利用料は、下記の条件を満たしたお子さまの預かりのみです。

(送迎には適応されません)

(対象者)

- ・ 保育所、認定こども園等を利用できていないお子様。
 - ・ 市から「保育の必要性の認定」を受けているお子様。(2号認定、3号認定)
- (認可外保育施設を利用している場合は、保育の必要性の認定申請は不要)

○申請の手続きや無償化の対象となるかのお問い合わせは

栃木市役所・保育課(0282-21-2231)までお願いいたします。

(ファミ・サポでは申請の手続き、対象となるかのお調べ等はできませんので、ご了承ください。)

5、利用の留意点

- * センターを通さずに会員同士での援助活動の交渉は行わないでください。
センターを通さない活動には、補償保険が適用されません。
- * 宿泊を伴う援助は行っておりません。
- * お互いのプライバシーは、守りましょう。
- * 約束した開始時間、終了時間は守りましょう。
- * 援助活動に伴って、物品などの斡旋・勧誘行為を行ってはいけません。



依頼会員

- 当日、依頼時間直前のキャンセル・連絡なしのキャンセルは控えてください。
- 病気の時の援助は行いません。また、学級閉鎖で休みとなる時も（お子さんが発症していなくても）同様です。
- 援助活動は、あくまでも保護者の手不足を補う軽易的なものです。依頼以外の要求はしないでください。（家事支援・買い物代行・トイレトレーニングのようなしつけは行いません。）
- 報酬の支払いは、当日すみやかにお願いします。



提供会員

- 病気やその他やむを得ない事由で、援助ができなくなった時は早めにセンターへ連絡ください。
- 活動報告書は翌月7日までにセンターもしくは最寄りの子育て支援センター（公立のみ）に提出してください。
- 安全チェックリストを基に安全環境を確認し、活動があった月は安全チェックリストも報告書と一緒に提出してください。
- 援助活動中に事故が発生した場合、直ちにセンターへ連絡してください。
- 未就学児を車に乗せる場合は、チャイルドシート・ジュニアシートが必要ですのでご注意ください！！
└──────────┘（センターで貸し出します。）



6、補償保険制度について

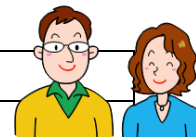
会員が安心して活動できるよう「地域子育て支援事業補償保険」に加入しています。
活動中に事故が発生した場合に補償される制度で、保険料は市が負担します。

●ファミリー・サポート・センター補償保険（育児）の対象と補償される額（保険金額）

（1）サービス提供会員傷害保険

- 提供会員が、預かり中や送迎の途上（通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合

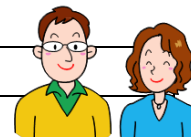
保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	500万円（後遺傷害保険金と合算）
後遺障害保険金	500万円～20万円（死亡保険金と合算）
入院保険金（1日あたり）	3,000円（180日限度）
手術保険金	3,000円×所定倍率（1事故1回）
通院保険金（1日あたり）	2,000円（90日限度）



（2）賠償責任保険

- 依頼会員の子どもや第三者（提供会員の同居親族を除く）に、身体障害または財物損害を与え、提供会員やセンターが法律上の損害賠償責任を負った場合

保険金の種類	支払限度額
施設・生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
初期対応費用	1事故 500万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
現金盗難	10万円（依頼会員から預かった現金の紛失・盗難等に限る。）



（3）依頼子供傷害保険

- 依頼会員の子どもが、預かり中に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合

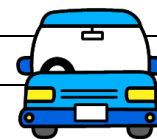
保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	300万円（後遺傷害保険金と合算）
後遺障害保険金	300万円～12万円（死亡保険金と合算）
入院保険金（1日あたり）	2,000円（180日限度）
手術保険金	2,000円×所定倍率（1事故1回）
通院保険金（1日あたり）	1,000円（90日限度）



※（1）、（3）については、事故の日から180日以内の死亡、入院、手術、通院等が対象です。

(4) 移動サービス専用自動車保険 (2022年5月～ 適用)

- ・提供会員の自家用車で、依頼会員の子どもの送迎など（移動サービス）を行っている間の事故について、以下の通り補償します。但し、車両についての損害は対象となりません。



保険金の種類	保険金額（補償額）	
対人賠償責任保険	無制限（自賠償保険と合算）	
対物賠償責任保険	無制限	
自損事故傷害特約	単独事故でケガをした場合（自賠償保険では補償されない場合）	
	死亡保険金	1500万円（後遺障害保険金と合算）
	後遺障害保険金	50万円～2000万円（程度に応じて）
	介護費用保険金	200万円（保険会社が定める後遺障害が生じた場合）
	障害保険金	入院1日6000円、通院1日4000円 1事故1名につき100万円を限度
対物超過修理費用補償特約	対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償 (1事故について相手方の車1台あたり50万円を限度)	

(5) 感染症補償保険 (2022年5月～ 適用)

- ・提供会員が活動によって感染症（コロナ感染症やインフルエンザ等）を発症し、その直接の結果として死亡または入通院した場合に以下の通り補償します。



見舞金の種類		支払限度額
感染症葬祭見舞金	給付対象者の死亡	1,000,000円
感染症入通院見舞金	入通院日数 15日以上	50,000円
	入通院日数 8日以上14日以下	30,000円
	入通院日数 4日以上7日以下	20,000円
	入通院日数 3日以下	10,000円

栃木市ファミリー・サポート・センター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、栃木市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成22年3月29日告示第40号）第11条の規定に基づき、本会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、栃木市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第3条 センターの事務所の名称及び場所は、次のとおりとする。

名 称 栃木市ファミリー・サポート・センター

場 所 とちぎコミュニティプラザ内

(開設日及び開設時間)

第4条 センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

開 設 日 月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月29日～翌年1月3日までの日は、開設日としない。

開設時間 午前9時～午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理上特に必要があると認めるときは、市長は、開設日若しくは開設時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(組織)

第5条 センターは、育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）により組織する。

2 センターは、栃木市こども未来部子育て総務課内に置く。

(センターの事業)

第6条 センターが行う事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの管理及び運営に関する事業
- (2) 依頼会員及び提供会員（以下「会員」という。）の募集、登録等に関する事業
- (3) 相互援助活動の調整に関する事業
- (4) 相互援助活動に関する講習及び指導に関する事業
- (5) 会員間の交流に関する事業
- (6) 関係機関との連絡調整に関する事業
- (7) センターの広報に関する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な事業

(アドバイザーの業務)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、事業の実施に当たるため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録時の相談・助言に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員間のトラブルの調整に関する業務
- (4) 会員に対する講習会、研修会及び交流会における相談・助言に関する業務

(会員の資格)

第8条 会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) センターの目的を十分に理解している者
 - (2) 依頼会員にあつては、市内に居住し、又は勤務している者で、当該人が保護者となっている小学生以下の子どもを有する者
 - (3) 提供会員にあつては、市内に居住している者で、心身ともに健康で、積極的に援助活動を行うことができる者
- 2 依頼会員と提供会員とは、兼ねることができる。

(会員の遵守事項)

第9条 会員は、本会則を遵守するとともに、第6条第1項第4号及び第5号に掲げる事業に積極的に参加するものとする。

- 2 会員は、相互援助活動を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。
- 3 会員は、相互援助活動を通じて、物品の販売若しくはあっせん又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。
- 4 会員は、相互援助活動中に生じた事故等による損害については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決するものとする。

(入会及び退会)

第10条 本会に入会しようとする者（以下「申込者」という。）は、栃木市ファミリー・サポート・センター入会申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 センターは、申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、会員の要件を満たすと認めるときは、会員として登録し、会員証を交付するものとする。
- 3 会員が退会しようとするときは、センターに栃木市ファミリー・サポート・センター退会届（別記様式第2号）を提出し、会員証を返還するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、第8条に掲げる要件に該当しなくなった場合は、会員の資格を失うものとする。

- 2 センターは、第9条の規定に違反した場合は、会員の資格を取り消すことができる。

(相互援助活動の内容)

第12条 会員が、相互援助活動として行う援助は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園・保育園等（以下「保育施設等」という。）の保育開始時まで子どもを預かること。
 - (2) 保育施設等の保育終了後、子どもを預かること。
 - (3) 保育施設等までの送迎を行うこと。
 - (4) 学童保育終了後、子どもを預かること。
 - (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
 - (6) 冠婚葬祭及び他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
 - (7) 買い物等の外出の際、子どもを預かること。
 - (8) その他会員に必要な援助を行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合はこの限りでない。
- 3 援助活動を行う場合は、子どもの宿泊は行わないものとする。

(援助活動の実施方法)

第13条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対し、その申込みをするものとする。

2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2か月前から3日前までに行うものとする。

3 センターは、依頼会員から援助活動の依頼を受けたときは、援助活動の内容・日時等を確認し、提供会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿（別記様式第3号）にその内容を記録するものとする。

4 センターは、原則として援助活動開始前に依頼会員と提供会員との事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。

5 依頼会員は、申込みをした援助以外の援助を求めてはならない。

6 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書（別記様式第4号）に活動内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

7 提供会員は、援助活動を行った月の援助活動報告書を翌月の7日までにセンターに提出しなければならない。

(援助時間)

第14条 提供会員による援助活動の時間（以下「援助時間」という。）は、午前7時から午後7時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以降30分を単位として設定することができる。

(報酬等)

第15条 依頼会員は、援助活動実施後に提供会員に対し、下記に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

利用日	利用時間	報酬（1時間当たり）
平日（月曜日～金曜日）	午前7時～午後7時	700円
	上記時間外（早朝・夜間）	800円
土・日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	終日	

(保険)

第16条 会員は、援助活動中の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(会費)

第17条 センターは、会員間の親睦・福祉の増進を図るため、会費を集めることができるものとする。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。